

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市情報公開審査会  
会長 曾我部 真裕

## 答申書

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）第17条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から別表（い）欄により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

### 第1 審査会の結論

実施機関が行った別表項番1から別表項番4の（か）欄に記載の決定（以下「本件決定1」から「本件決定4」といい、あわせて「本件各決定」という。）は、いずれも妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 公開請求

審査請求人は、別表項番1から別表項番4までの（う）欄に記載の年月日に、実施機関に対し、別表項番1から別表項番4までの（え）欄に記載の旨の公開請求（以下「本件請求1」から「本件請求4」といい、あわせて「本件各請求」という。）を行った。

#### 2 補正依頼

実施機関は、本件各請求のうち本件請求4について、公開請求書に記載された内容が条例第6条第1項第2号の「公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項」であるとは到底認められないことから、公文書が特定できる程度の事項を記載するよう平成29年4月7日付け大北福第16号により、審査請求人に対して、同条第2項に基づく補正を求めた。

#### 3 本件決定

- (1) 実施機関は、本件請求1から本件請求3に係る公文書をそれぞれ別表項番1から別表項番3までの（き）欄に記載のとおり特定した上で、条例第10条第1項に基づき、別表項番1から別表項番3までの（く）欄に記載の部分を公開しない理由を別表項番1から別表項番3までの（け）欄のとおり付して、本件決定1から本件決定3を行った。
- (2) 実施機関は、審査請求人から上記2の補正依頼に対する回答書が提出されたが、

補正後も本件請求に係る公文書が特定できないことから、本件請求を却下する理由を別表項番4の(く)欄のとおり付して、条例第10条第2項に基づき、本件決定4を行った。

#### 4 審査請求

審査請求人は、別表項番1から別表項番4の(こ)欄に記載の年月日に、本件各決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条第1号に基づき、それぞれ審査請求(以下「本件各審査請求」という。)を行った。

#### 第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね別表(さ)欄に記載のとおりである。

#### 第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね別表(し)欄に記載のとおりである。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

##### 2 争点

###### (1) 争点1

審査請求人は、本件決定1で実施機関が特定した文書には、本件請求1で公開を求めていた年度分や文書がないと主張するのに対し、実施機関は本件請求1に係る公文書をすべて特定しているとして争っている。

したがって、本件審査請求1の1点目の争点は、別表項番1の(き)欄に記載の公文書(以下「本件文書」という。)の他に特定すべき公文書の有無である。

###### (2) 争点2

審査請求人は、本件請求1から本件請求3に対し、本件決定1から本件決定3に加えて、不存在による非公開決定を行うべきであると主張するのに対し、実施機関は、本件決定1から本件決定3は不存在による非公開決定を要しないとして争っている。

したがって、本件審査請求1の2点目の争点並びに本件審査請求2及び本件審査請求3の争点は、不存在による非公開決定の要否である。

###### (3) 争点3

審査請求人は、本件請求4の内容は公文書を明確に特定しているとして主張するのに対し、実施機関は公文書を特定するに足りる事項が記載されていないとして争って

いる。

したがって、本件審査請求4における争点は、公文書を特定すべき事項が記載されていないことを理由に行われた本件決定4の妥当性である。

### 3 争点1について

本件請求1の趣旨は、ある一定期間における身体障がい者手帳交付申請の不服申立て事案に関する決裁文書や供覧文書等の公開を求めるものであり、実施機関によれば、本件決定1の担当である北区役所では身体障がい者手帳交付申請の不服申立て事案が発生しない年度もあるとのことであり、平成20年度及び平成21年度については不服申立てを受け付けていないため、本件請求1に係る公文書は本件文書のほかに存在しないことから、本件文書を特定したとする実施機関の主張に、特段、不自然不合理な点は認められない。

したがって、本件請求1に対し、本件文書のほかに特定すべき公文書は存在しない。

### 4 争点2について

条例第10条第2項は、不存在による非公開決定を行うことについて「公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(…公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。…)は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。」と定めている。

本件請求1の趣旨は、ある一定期間における身体障がい者手帳交付申請の不服申立て事案に関する決裁文書や供覧文書等の公開を求めるものであり、特定の年度を指定して文書の公開を求めるものではない。

また、本件請求2及び本件請求3の趣旨は、北区役所職員が行った市内出張に係る復命書及び報告とその決裁文書のうち一定の条件に該当する公文書に限定して公開を求めるものであり、いずれかの担当を指定して公開を求めるものではない。

本件請求1から3までについては、いずれも特定すべき公文書が存在するため、条例第10条第2項に定める「公開請求に係る公文書を保有していないとき」に該当しない。

したがって、本件請求1から3に対しては、いずれも不存在による非公開決定を行う必要はなく、実際に存在する公文書を特定し、同条第1項に基づき部分公開決定をすれば足りる。

### 5 争点3について

本件請求4に係る公開請求書の「請求する公文書の件名又は内容」欄には「北区福祉課が保有する文書。ただし、H23年度作成の中島課長担当業務に関する保存年限5年のもの。」と記載されている。

実施機関は、本件請求に係る公文書を特定するべく、平成29年4月7日付け大北福第16号により「いかなる内容に係る『文書とその決裁』を請求されているのか、知りたい内容を明確かつ具体的に記載するよう」記載するとともに、具体例を示した

上で、補正依頼を行ったのに対し、審査請求人からは「北区福祉課が保有する H23 年度作成で保存年限 5 年の公文書。ただし、中島課長担当業務に関するもので中島課長が決裁しているものすべて。」との回答があった。

当審査会において平成 23 年度当時の北区役所保健福祉課長の専決業務を確認したところ、区役所課長等専決規程（昭和 43 年 6 月 1 日 達第 6 号（平成 24 年 7 月 31 日 廃止））第 6 条には、保健福祉課長の専決業務として複数の業務が規定されており、保健福祉課長の業務は多岐にわたることが認められる。

また、審査請求人が実施機関に提出した補正依頼に対する回答書の「請求する公文書の件名又は内容」欄からは、本件請求による公文書の範囲は、形式的、外形的には一応明確であるものの、前述のとおり業務が多岐にわたる保健福祉課長が決裁するもの全てとの公開請求は、公文書の公開請求権制度上は、特定が不十分であると認められる。

以上を踏まえると、本件請求は、条例が公開請求に際して請求要件として規定した条例第 6 条第 1 項第 2 号の「公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項」が記載されたものとは認められず、条例が規定する請求要件を満たしていない公開請求であると認められる。

## 6 結論

以上により、第 1 記載のとおり、判断する。

（答申に關与した委員の氏名）

委員 曾我部 真裕、委員 川島 裕理、委員 重本 達哉

（参考）答申に至る経過

平成 28 年度諮問受理第 40 号、平成 29 年度諮問受理第 2 号、24 号及び 25 号

年 月 日	経 過
平成 29 年 3 月 10 日	諮問書の受理（平成 28 年度諮問受理第 40 号）
平成 29 年 4 月 21 日	意見書の受理（平成 28 年度諮問受理第 40 号）
平成 29 年 5 月 24 日	諮問書の受理（平成 29 年度諮問受理第 2 号）
平成 29 年 10 月 12 日	意見書の受理（平成 29 年度諮問受理第 2 号）
平成 30 年 2 月 21 日	諮問書の受理（平成 29 年度諮問受理第 24 号及び 25 号）
平成 30 年 7 月 24 日	調査審議（平成 28 年度諮問受理第 40 号及び平成 29 年度諮問受理第 2 号）
平成 30 年 8 月 16 日	意見書の受理（平成 29 年度諮問受理第 24 号及び 25 号）
平成 31 年 1 月 16 日	調査審議（平成 29 年度諮問受理第 24 号及び 25 号）
平成 31 年 3 月 26 日	調査審議
令和元年 5 月 30 日	調査審議（審査請求人の口頭意見陳述）審査請求人からの意見書の收受
令和元年 6 月 27 日	調査審議

令和元年7月25日	調査審議
令和元年8月30日	答申